

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 10 日

大磯町長 中 崎 久 雄

（理由）

交通安全上早急な賠償を行う必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 143,748 円
- 2 賠償の相手方 住所 大磯町国府本郷 280 番地 1
氏名 神奈川県大磯警察署長
松嶋 誠
- 3 事故の概要 平成 30 年 5 月 13 日に消防団員が運転する消防自動車
が、県道相模原大磯線沿いに設置されている道路標識に
接触し、標識を破損させた。